

住宅ローン借入申込書兼保証委託申込書(お客様控)

様式2-1-4号(お客様控)

株式会社 栃木 銀行 間々田 支店御中

申込日 令和7年2月22日

株式会社かんそうしん 御中

申込人(「連帯債務者予定者」を含む。以下同じ。)、連帯保証人予定者および物上保証人予定者は、下記の通り、表記銀行および株式会社かんそうしん(以下「保証会社」という)へ保証ローンをおよび保証を申込みます。

申込人、連帯保証人予定者および物上保証人予定者は、別紙記載の保証会社にかかる「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」の明示を受け、確認のうえ同意します。		令和7年2月22日
申込人	川島 岳己	物上保証人予定者
連帯債務者予定者		物上保証人予定者
連帯保証人予定者		物上保証人予定者

お申込内容	フリガナ	カシマ ヲキ	生年月日	平成8年1月2日	満	29	歳
	フリガナ	トキケンオヤマシキミチヨウ	性別	男性	自宅電話	080-2349-4867	
	〒323-0822				携帯電話		
	栃木県小山市駅南町6-2-9 Cocoro101						
	※事前審査済のお客さまへ、以下の項目について、事前審査時と同一内容ですが、1. 同一につき記入を省略します。2. 相違があるので、相違箇所のみ記入します。						
	当行との取引	1. 新規 2. 既存	取引年数	年	給与振込	1. あり 2. 予定(確約) 3. なし	
	現在のお住まい	1. 電気 2. ガス 3. 水道 4. 電話 5. NHK 6. 定期 7. 融資 8. クレジットカード 9. 貸金庫 10. その他()					
	入居予定家賃	1. 持家(本人所有) 2. 持家(家族所有) 3. マンション(本人所有) 4. マンション(家族所有) 5. 賃貸住宅(公営・公団)					
	扶養家族	6. 賃貸住宅(一戸建て) 7. 賃貸住宅(マンション・アパート) 8. 社宅・寮・官舎 9. その他()					
	国家資格	2 人 内 氏 本人・配偶者(歳)・子供 人(歳)・父(歳)・母(歳)・婚約者(歳)・その他 人					
お勤め先またはご職業	フリガナ	ミツヅケンサイ(カ)	勤続(営業)開始	昭和・平成・令和	年	月	日
	日鉄建材 株式会社		前年税込年収	6,800 千円			
	フリガナ	トキケンモツカクン/キマチカワダ	所属部署	野木製造所 製造部			
	〒329-0114		役職				
	栃木県下都賀郡野木町川田33-15		職務内容(具体的に)				
	電話	0280-57-4331	定年退職年齢	歳			
	勤務先	1. 上場 5. 非上場 6. 官公庁 7. 地方公共団体 8. 自営・自由業 9. 学校法人					
	業種	製造業					
	職業	給与所得者					
	前勤務先	勤続理由	資本金	5,912百万円	従業員数	1,792人	勤続(営業)年数
お勤め先またはご職業	前勤務先	1. 上場 5. 非上場 6. 官公庁 7. 地方公共団体 8. 自営・自由業 9. 学校法人					
	業種	1. 製造・建設業 2. 卸売・小売業 3. 公共・公益事業 4. 飲食・旅館業 5. 運輸・倉庫業 6. 生保セールス・訪問販売					
	職業	7. 教育・医療 8. 放送出版・情報 9. 不動産 10. 金融機関 11. その他サービス業 12. 農林水産業					
	職業	1. 会社員・団体職員 2. 公務員 3. 個人事業者 4. 会社経営者 5. 会社・団体役員 6. 契約社員 7. 派遣社員 8. その他()					
	資本金	1. 1000万円未満 2. 5000万円未満 3. 1億円未満 4. 5億円未満 5. 5億円以上					
	従業員数	1. 10人未満 2. 50人未満 3. 100人未満 4. 300人未満 5. 1000人未満 6. 1000人以上					

お勤め先またはご職業	フリガナ		生年月日		満		歳
	フリガナ		性別		自宅電話		
	〒				携帯電話		
	※事前審査済のお客さまへ、以下の項目について、事前審査時と同一内容ですが、1. 同一につき記入を省略します。2. 相違があるので、相違箇所のみ記入します。						
	お申込人との関係	1. 配偶者 2. 父母 3. 義父母 4. 子供 5. 婚約者 6. その他()					
	お申込人と同居・別居	1. 同居 2. 別居 3. 所得合算 1. する 2. しない					
	国家資格	1. 医師 2. 弁護士 3. 公認会計士 4. 税理士 5. 弁理士 6. 看護師 7. 薬剤師 8. その他() 9. なし					
	フリガナ		勤続(営業)開始	昭和・平成・令和	年	月	日
	フリガナ		前年税込年収	千円			
	フリガナ		所属部署				
お勤め先またはご職業	フリガナ		役職				
	〒		職務内容(具体的に)				
	電話	1. 上場 5. 非上場 6. 官公庁 7. 地方公共団体 8. 自営・自由業 9. 学校法人					
	勤務先	1. 製造・建設業 2. 卸売・小売業 3. 公共・公益事業 4. 飲食・旅館業 5. 運輸・倉庫業 6. 生保セールス・訪問販売					
	業種	7. 教育・医療 8. 放送出版・情報 9. 不動産 10. 金融機関 11. その他サービス業 12. 農林水産業					
	職業	1. 会社員・団体職員 2. 公務員 3. 個人事業者 4. 会社経営者 5. 会社・団体役員 6. 契約社員 7. 派遣社員 8. その他()					
	資本金	1. 1000万円未満 2. 5000万円未満 3. 1億円未満 4. 5億円未満 5. 5億円以上					
	従業員数	1. 10人未満 2. 50人未満 3. 100人未満 4. 300人未満 5. 1000人未満 6. 1000人以上					

物上保証人としての保証契約は、成立するものとし、保証委託契約書で

フリガナ	フリガナ	電話番号	生年月日	性別	職業	お申込人との関係
フリガナ	フリガナ	電話番号	生年月日	性別	職業	お申込人との関係
借入希望額	3 3 0 0 万円	内 毎月返済分	3 3 0 0 万円	保証料方式	一括保証料	
借入期間	35 年 0 カ月(うち据置 カ月)	利率(予定)	年 0.975 %	借入希望日	令和7年3月14日	
返済方法	元利均等	ボーナス返済分		最終期限	令和42年2月23日	
返済日	毎月(23 日)	ボーナス返済月	毎年 月と 月			
金利方式	変動					
加入保険	1. 団体信用生命保険(口3大疾病特約) 2. 火災保険(口家財保険 口地震保険) 3. その他()					

資金用途	土地付住宅購入						
資金計画	所要資金	調達資金	借入金額	年間返済額	借入期間	設定順位	借入名義
	土地購入	0 千円	本借入金	33,000 千円	1,114 千円	35 年 0 カ月 第 1 位	川島岳己
	建築費・増改築費	0 千円	住宅金融支援機構	0 千円	千円	年 カ月 第 位	
	(内外構・解体費用他)	0 千円	勤務先借入金	千円	千円	年 カ月 第 位	
	建売住宅購入	27,000 千円	()	0 千円	千円	年 カ月 第 位	
	マンション購入	0 千円	()	千円	千円	年 カ月 第 位	
	借換え資金(住宅)	0 千円	()	千円	千円	年 カ月 第 位	
	消費性資金	3,044 千円	自己資金(※)	44 千円			
	諸費用	2,100 千円	(※)				
	所要資金合計	33,044 千円	調達資金合計	33,044 千円	自己資金内		
つなぎ資金の利用	1. 利用する 2. 利用しない						
取扱業者	建築業者名	業者コード	業者所在地	都・道・府・県	市区		
	販売業者名	業者コード	業者所在地	都・道・府・県	市区		

借入先	資金使途	契約日(借入口)	当初借入金額(極度額)	年間返済額	現在借入残高	事前返済
日産フィナンシャル	車		4,000 千円	580 千円	2,830 千円	する
イデアカード(株)	カード		1,900 千円	480 千円	1,200 千円	する
			千円	千円	千円	

購入・建築物件	物件区分	土地・建物	建物区分	中古
	登記簿所在地・地番・家屋番号	種類	面積	
	栃木県小山市大字間々田字枚ノ内2450-31	地目	合計 1 筆	
		宅地	151.82 m ²	
	同所 家屋番号2450-31	構造	合計 1 棟	
		木造	87.76 m ²	
	マンション名	部屋番号	号室	建築年月
				平成29年3月 築(予定)
	住居表示	()		新居からの通勤時間
	物件区分		建物区分	
上記以外の物件	登記簿所在地・地番・家屋番号	種類	面積	
	マンション名	部屋番号	号室	建築年月
				築(予定)
	住居表示	()		

お客様へ(お申込に際しての留意事項)

- 「お客様控」は大切に保管してください。
- 上記内容が事実と異なる場合、保証会社の保証が受けられない場合は、お断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

【個人情報の取扱に関するご注意】

- お客様が申込され、または、契約された事実に関する情報は、与信判断及び与信後の管理のため、保証会社が加盟する個人信用情報機関へ登録され、機関の加盟会員及び当該機関と提携する他の個人信用情報機関の加盟会員により利用されます。
- 保証会社の個人情報取扱に関する詳細内容は別紙の「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」をご確認ください。

個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

※物上保証人（連帯債務者・連帯保証人を兼ねている場合を除く）には、第2条の条項は適用されません。

第1条（個人情報の収集・保有・利用）

1. 私（「連帯債務者」を含む）、連帯保証人および物上保証人（以下三者をあわせて「契約者」という。）は、本契約（本申込を含む。以下同じ。）を含む、本契約の取扱銀行（以下「銀行」という。）および株式会社かんそうしん（以下「保証会社」という。）との取引の、与信判断および与信後の管理（債権管理業務等を含む）のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を保証会社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。
 - ①所定の申込書等に契約者自身が記載した契約者の氏名、年齢、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等の契約者情報
 - ②本契約に関する申込日、契約日、ローン商品名、契約額、返済回数等の契約情報
 - ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等
 - ④本契約に関する契約者の返済能力（支払途上における返済能力を含む。以下同じ。）を調査するため、契約者が申告した契約者の資産、負債、収入、支出、銀行および保証会社が収集したローンおよびクレジット利用履歴ならびに過去の債務の返済状況等
 - ⑤「犯罪収益移転防止法」に基づいて本契約を行う者が契約者に相違無いことを確認するため契約者が提出または提示した、または銀行および保証会社が債権管理業務に基づき取得した、契約者の運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証、印鑑証明書、住民票等に記載された情報
 - ⑥本契約を保証履行した場合の、保証履行の事実、保証履行後の残高、保証履行後の月々の返済状況等
2. 契約者は、保証会社が前項により収集した個人情報および銀行が知り得た契約者の情報および保証会社が知り得た契約者の情報について、前項の業務に必要な範囲内で銀行と保証会社相互に情報交換が行われることに同意します。また、契約者は、この情報交換について、保証会社が銀行に対し保証履行した場合にその履行日以降も行われることに同意します。但し、本件情報交換に係る情報には、第2条に記載する個人情報情報機関から取得した情報は含まないものとします。

第2条（個人情報情報機関への登録・利用等）

1. 契約者は、保証会社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および同機関と提携する個人情報情報機関に契約者の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、保証会社がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。
2. 契約者は、後記（「個人情報情報機関」登録情報・登録期間一覧表）に定める個人情報（その履歴を含む。）が、保証会社が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

3. 契約者は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
4. 本項前各項に規定する個人情報情報機関の名称、所在地、問い合わせ先電話番号は次のとおりです。また、各機関の加盟資格、加盟会員名等の詳細は各機関のホームページをご覧ください。

①保証会社が加盟する個人情報情報機関

名 称：全国銀行個人情報センター
住 所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号：03-3214-5020
ホームページ：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

名 称：株式会社シー・アイ・シー
住 所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト15階
電話番号：0120-810-414
ホームページ：https://www.cic.co.jp

名 称：株式会社日本信用情報機構
住 所：〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号
住友不動産上野ビル5号館

電話番号：0570-055-955

ホームページ：https://www.jicc.co.jp/

②全国銀行個人情報センター、㈱シー・アイ・シー、㈱日本信用情報機構は相互に提携する個人情報情報機関です。

5. 保証会社が本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

第3条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 契約者は、保証会社および第2条に記載する個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、契約者自身の個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
 - ①保証会社の開示を求める場合には、第5条記載の窓口ご連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、保証会社のインターネットホームページによってもお知らせしております。
 - ②個人情報情報機関に登録されている情報の開示を求める場合には、第2条記載の各機関に連絡して下さい（保証会社ではできません。）。
2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第4条（本同意条項に不同意の場合）

保証会社は、契約者が本契約の必要な記載事項（契約書面で契約者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および、第1条から第8条の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

第5条（個人情報の取り扱いに関する問合せ等の窓口）

保証会社の保有する契約者の個人情報の開示・訂正・削除等に関するお問合せは、下記の窓口までお願いします。
なお、銀行が保有する個人情報の開示・訂正・削除等に関するお問合せについては、銀行の取引支店または、別に定める銀行窓口までお願いします。

株式会社 かんそうしん 保証部
〒101-8624 東京都千代田区外神田2-18-10
神田明神かんそうしんビル
電話番号 03-3253-1332
ホームページ https://www.kansosin.co.jp/

第6条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条および第2条に基づき、当該契約の不成立理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第7条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

「個人情報情報機関」登録情報・登録期間一覧表

個人情報情報機関名	登録情報	登録期間
全国銀行個人情報センター	氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
	借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、保証履行（代位弁済）、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
	保証会社が加盟する個人情報情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容及び内容等	当該利用日から1年を超えない期間
	官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
	登録情報に関する苦情を受け調査中である旨	当該調査中の期間
	本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間
	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等	下記の情報のいずれかが登録されている期間
㈱シー・アイ・シー	契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報および利用残高、支払日、完済日等本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
	債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間
	保証会社が加盟する個人情報情報機関に照会した日および本契約にかかるその申込みの内容及び内容等の事実	照会した日から6ヶ月間
	本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	下記の情報のいずれかが登録されている期間
	契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）および返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	契約継続中および契約終了後5年以内
	取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	契約継続中および契約終了後5年以内
㈱日本信用情報機構	債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から1年以内
	本申込に基づく個人情報（本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報）	照会日から6ヶ月以内

第8条（合意管轄裁判所）

契約者と保証会社との間で、個人情報について訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、保証会社の本支店を管轄する裁判所を管轄裁判所といたします。

第9条（営業活動目的での個人情報の利用）

1. 契約者は、保証会社が下記の目的のために、第1条第1項で取得した個人情報を利用することに同意します。
 - ①信用保証事業およびクレジット事業における取扱商品（サービス）の勧誘と販売
 - ②信用保証事業およびクレジット事業における市場調査・商品開発・同研究
 - ③保険代理店事業における保険の勧誘と販売
2. 保証会社は、契約者が前項の利用目的に同意しない場合でも、これを理由に本契約をお断りすることはありません。
3. 保証会社は、本条による同意を得た範囲内で当該情報を利用している場合であっても、契約者からの利用中止の申出により、それ以降、利用を中止する措置をとります。なお、利用中止の申出は、第5条記載の保証会社窓口までお願いします。
4. 保証会社の具体的な事業内容については、インターネットホームページによってお知らせしております。

以上

保 証 委 託 約 款

第1条（委託の範囲）

- 委託者（以下「連帯債務者」を含む）は、委託者と取扱銀行（以下「銀行」という）との間で締結するローン取引（以下「ローン取引」という）について、株式会社かんそうしん（以下「保証会社」という）に対し保証会社と銀行との間の保証契約による保証を委託します。
- 委託者が保証会社に保証委託する保証債務の範囲は、委託者と銀行との間のローン取引にもとづいて委託者が銀行に対して負担する借入元金・利息・損害金・その他一切の債務とします。
- 前1項および2項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これにもとづいて委託者が銀行とローン取引を開始したときに効力を発生するものとし、その内容はこの契約および委託者が銀行との間に締結する約定書（契約書・差入書等を含む）の各条項によるものとします。

第2条（原債務の弁済）

- 委託者および連帯保証人は、保証会社が保証した銀行に対する債務（以下「原債務」という）について、相連なく弁済し、保証会社には何ら負担をかけません。

第3条（保証の解約等）

- 委託者は、委託者と銀行との間のローン取引に定める取引期間満了前においても、信用情報機関の信用情報において著しい変動等が見られるなど、保証会社が必要と認めた場合は、保証会社において次の措置をとることに何ら異議はありません。
- 銀行に対し貸越極度額の減額を申入れること。
 - 銀行に対し貸越の中止を申入れること。
 - 保証委託契約を解約すること。

第4条（担保・保証）

- 委託者、連帯保証人および物上保証人（以下二者をあわせて「保証人」という）は、ローン取引が有価証券担保または無担保である場合を除き、保証会社に対して将来負担することがあるべき求償債務を担保するため所有不動産に抵当権を設定するか、あるいは保証委託取引にもとづき委託者が保証会社に対して負担する現在および将来発生する一切の債務の担保として根抵当権を設定登記するものとします。また、ローン取引が有価証券担保または無担保である場合でも、保証会社が特に請求する場合には同様とします。
- 前項の抵当権または根抵当権設定については、この契約によるほか、保証会社との間に別に抵当権設定契約または根抵当権設定契約を締結します。
- 委託者および保証人は、第1項の抵当権または根抵当権が存続する間、担保物件に対し、保証会社から請求がある場合、保険会社と保証会社の指定する金額以上の損害保険契約を締結または継続し、その保険契約にもとづく権利の上に保証会社のための質権を設定することを応諾します。
- 委託者および保証人は、第1項の担保につき、その一部または全部が滅失し、もしくは価格の下落等により担保力が不足したときは、直ちに増担保または代り担保を差入れます。
- 委託者および保証人は、保証会社が債権保全のために必要と認めたときは直ちに保証会社の承認する担保を差入れ、または連帯保証人をたてます。
- 委託者および保証人は、民法504条に定める法定代位者のための担保保存義務を免除します。

第5条（反社会的勢力の排除）

- 委託者および保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 委託者および保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
①暴力的な要求行為。
②法的な責任を超えた不当な要求行為。
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行または保証会社の信用を毀損し、もしくは業務を妨害する行為。
⑤その他前各号に準ずる行為。

第6条（費用の負担）

- 次の各項に掲げる費用は委託者が負担します。またこの費用には訴訟費用および弁護士費用を含みます。
- 担保権の設定・抹消または変更の登記に関する費用。
 - 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
 - 委託者および保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。
 - 委託者および保証人の債務の支払および書類の返却等に係る費用。（交通費・通信費等の実費）
 - 第16条に定める公正証書作成に係る費用。

第7条（手数料・保証料）

- 委託者はこの保証に伴う手数料を保証会社所定の方法により支払います。
- 委託者はこの保証に伴う保証料をローン取引の開始までに一括して支払う方法または銀行に対して支払う金利の中から銀行を通じて支払う方法のいずれかまたは併用により、保証会社と銀行間で協議した利率に従い支払います。
- 委託者が銀行からの借入後に、借入内容の変更、抵当権または根抵当権の変更（設定された不動産の権利関係の変更を含む）、保証人の変更、その他保証会社が委託者の保証を引き受けるにあたり条件とした内容について変更等した場合は、保証会社所定の計算・方法により保証料および手数料を支払います。
- 繰上返済をした場合、委託者は手数料を支払います。なお、保証料を一括前払した保証に係る未経過保証料の計算およびその返還方法と、繰上返済に際して支払う手数料の額およびその支払方法は保証会社所定の方法によるものとし、その額、支払方法の変更があった場合でも、異議はありません。
- 保証料を一括前払した保証について、保証会社が代位弁済を行った場合は、委託者は支払済みの保証料が返還されないことを承認します。

第8条（代位弁済）

- 委託者が銀行との間の契約に違反し、または原債務の全部または一部の履行を遅延したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知・催告なくして、また、委託者および連帯保証人と銀行との間で締結した約定書記載の弁済期限にかかわらず保証会社と銀行との間の保証契約の定めに従い弁済されても異議を述べません。
- 保証会社が前項の弁済によって代位する権利の行使に関しては、この契約のほか委託者が銀行との間に締結した、ローン取引契約の各条項が適用されるものとします。
- 保証会社による代位弁済後の委託者(連帯債務者)に対する履行請求は、他の委託者（連帯債務者）に対してもその効力を生じるものとします。
- 保証会社による代位弁済後の連帯保証人に対する履行請求は、委託者および他の連帯保証人に対してもその効力を生じるものとします。

第9条（求償権の範囲）

- 保証会社が保証債務を履行したときは、委託者は保証会社に対して直ちに弁済するものとし、その範囲は次の各項のすべてを含むものとします。
- 保証会社の履行金額。
 - 保証会社が保証債務履行および債権保全のため要した費用の総額。
 - 前1項および2項の金額に対し保証会社が支払を行った日の翌日から

完済日までの年14.6%の割合による遅延損害金。

- 保証会社が委託者および保証人に対し前1項から3項の金額を請求するために要した費用の総額。

第10条（弁済の充当順序）

この契約による債務および保証会社との取引による他の債務がある場合にはその債務も含めて、弁済金が委託者の債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては、異議を述べません。

第11条（求償権の事前行使）

- 委託者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、第8条による代位弁済前といえども保証会社に求償権を行使されても異議を述べません。
①支払の停止または破産、民事再生手続もしくは特定調停の申立があったとき。
②銀行取引において、手形交換所または電子債権記録機関から取引停止処分を受けたとき。
③租税公課を滞納して督促を受けたとき、または滞納処分を受けたとき。
④委託者の財産、または第4条に定める担保の目的物について仮差押、仮処分または差押がなされたとき。
⑤住所変更の届出を怠る等委託者の責めに帰すべき事由によって、保証会社に委託者の所在が不明になったとき。
⑥委託者が保証会社または銀行に対する債務の一部でも期限に履行しなかったとき。
⑦委託者が保証会社または銀行の求めによる調査にあたり不実の申立をしたことが後日判明したとき。
⑧保証会社の同意を得ることなく第4条に定める担保の目的物が処分されたとき。
⑨この契約の各条項に違反したとき。
⑩保証人が本項の各号の一つでも該当したとき。
⑪前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、委託者は民法461条にもとづく請求（主債務者の免責・担保提供請求）を一切主張しません。求償債務について担保がある場合も同様とします。ただし、委託者が求償債務を履行した場合には、保証会社は遅滞なく、その保証債務を履行するものとします。

第12条（弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者）

委託者は、弁済をするについて正当な利益を有するものでない第三者から弁済の申出があった場合は、保証会社が弁済を受けることあらかじめ同意します。

第13条（債権譲渡）

保証会社は将来、委託者、保証人に対して有する債権を、第三者に譲渡もしくは担保に提供することができるものとします。

第14条（届出事項）

- 委託者および保証人は、氏名・住所・印鑑・電話番号・勤務先等届出事項に変更があったとき、または家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始され、もしくは任意後見監督人が選任されたときは、直ちに銀行を経由して保証会社に書面により届出をします。なお、保証会社が銀行に対して第8条に定める代位弁済を行った後届出事項に変更があったときは、直ちに直接保証会社に書面により届出をします。
- 前項の届出を怠ったために、保証会社からなされた通知または送付された書類等が到着せずまたは延着したときは通常到達すべきときに到着したものとみなします。また、前項の届出を欠き、または遅延したことにより生じた損害は、すべて委託者および保証人の負担とします。

第15条（報告・調査および通知）

- 委託者は保証会社が債権の保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに委託者および保証人の財産・収入・信用状況等について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供します。また、委託者は委託者の財産・収入・信用状況等について保証会社または保証会社の委託するものが調査しても何ら異議ありません。

- 委託者は、前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに通知し保証会社の指示に従います。

第16条（公正証書の作成）

委託者と連帯保証人は保証会社の請求があるときは、いつでも公正人に委嘱して、この契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に関する一切の手続をします。

第17条（免責）

委託者および保証人は保証会社が契約書等の印影を委託者の届け出た印鑑に相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引されたときは、契約書等の印影について偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は委託者および保証人の負担とし契約書等の記載文言に従って責任を負います。

第18条（準拠法・管轄裁判所の合意）

- この契約、およびこの契約に基づく委託者および保証人と保証会社との間の諸取引の契約準拠法は日本法とします。
- 委託者および保証人はこの契約に関して紛争が生じたときは保証会社の本店所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第19条（個人情報の取り扱いに関する同意）

委託者および保証人は、別に定める「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」の内容に同意します。

第20条（保証契約の改定）

保証会社と銀行との間の保証契約が改定されたときは別段の定めがある場合を除き、改定後の契約が適用されるものとします。

第21条（連帯保証人）

- 連帯保証人は、委託者がこの契約によって保証会社に対し負担する一切の債務について委託者と連帯して保証債務を負い、その履行についてはこの契約に従います。
- 連帯保証人は、銀行に対する保証債務を履行した場合でも、保証会社に対して一切求償しません。
- 連帯保証人は、委託者の保証会社に対する債権をもって相殺はしません。連帯保証人は、保証会社が相当と認めるときは担保もしくは他の保証を変更・解除しても、免責を主張しません。
- 連帯保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、委託者と保証会社との間に、この契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合は、保証会社の同意がなければこれを行使しません。もし保証会社の請求があれば、その権利または順位を保証会社に無償で譲渡します。
- 連帯保証人が委託者と保証会社との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、またほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人が委託者と保証会社との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

第22条（物上保証人）

- 物上保証人は、銀行に対して代位弁済した場合でも、保証会社に対して一切求償しません。
- 物上保証人は、委託者の保証会社に対する債権を持って相殺はしません。物上保証人は、保証会社が相当と認めるときは担保もしくは他の保証を変更・解除しても、免責を主張しません。

第23条（保証委託約款の変更）

- 本約款は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本約款の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更します。
- 前項による本約款の変更は、変更後の規定の内容を、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める2週間以上の相当な期間を経過した日から適用されます。

以上